住所　神奈川県海老名市河原口３丁目27番３－205号
カリーナ・ハルミ・ハセガワ・サム　昭和63年５月26日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目８番14号
ワズィウッディーン・モハメッド・イアヒア　昭和41年10月１日生
住所　岡山市北区弓之町８番12号
鄭陽子　昭和45年２月11日生
住所　名古屋市港区当知３丁目2108番地６
ジョージ・タケシ・マツムラ　昭和51年10月４日生
住所　大阪府東大阪市岸田堂南町12番32号
金善和　昭和35年５月10日生
朴鎭淑　昭和35年11月27日生
金龍成　平成４年12月25日生
金俊成　平成７年11月20日生
住所　大阪府茨木市新和町２番17号
李安治　昭和20年８月１日生

○外務省告示第七十二号

平成二十七年二月二十五日にナイロビで、ケニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

２　贈与額　二億五千万円

３　署名者

日　本　側　寺田達志在ケニア大使

ケニア側　ヘンリー・Ｋ・ロティッチ財務長官

平成二十七年三月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十三号

平成二十七年二月二十六日にプライアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がカーボヴェルデ共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　二億三千万円

３　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

○文部科学省告示第五十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を統合するとともに同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	中欄			下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
モシリヤ砦跡 鶴ケ岱チャランケ砦跡	昭和十年文部省告示第四百二十七号	北海道川上郡弟子屈町字ブイラクニ 同　弟子屈町	屈斜路国有林四三〇八と林小班のうち実測七七八四・三四平方メートル、屈斜路国有林四三〇八い林小班のうち実測七〇三九・三六平方メートル 一一四番のうち実測一〇九三・五一平方メートル、一一七番一のうち実測二〇七・八七平方メートル、一二七番三のうち実測四九二・五一平方メートル	釧路川流域チャシ跡群
		北海道川上郡標茶町字コッタロ原野	四番一一	
		同　字オソツベツ	六三五番八のうち実測七三・〇一平方メートル、六三五番九のうち実測四九七九・九一平方メートル	
		北海道釧路郡釧路町中央九丁目	一番一のうち実測三九七九・三一平方メートル	
		同　字達古武	二三番一〇のうち実測三〇〇九・〇五平方メートル	

備考　一筆の土地、国有林及び河川敷のうち一部を指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会、弟子屈町教育委員会、標茶町教育委員会及び釧路町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第六十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十六条第一項の規定により、次のように同法第四十一条第二項の登録性能検査機関を登録したので、同法第百十二条の二第一項第一号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	性能検査を行うことができる機械等の種類	登録年月日
株式会社クレーン検査センター	愛知県大府市梶田町二丁目二百八番地	森川　晴司	名古屋検査事務所	愛知県大府市梶田町二丁目二百八番地	クレーン及び移動式クレーン	平成二十五年八月六日